

いる諸国はアフガニスタン、ブルネイ、ビルマ、中華民国、香港、イラン、日本、ニュージーランド、フィリピンおよびタイにわたっており、州ごとに異なった法体系をもついわゆる連邦国家（オーストラリア、マレーシア、インド）については本書の続刊に収められる予定ということである。

本書に収められた範囲では域内諸国の水関係法の比較研究にまでは進んでいないが、水関係法そのものの立法が立ち遅れているこの地域で、各国別に関連するあらゆる法典、法律および一部の政令の中から「水に関する項」を抜き出し、解説を加え、さらに水に関する行政機関の機能にまで言及しているのも本書の資料的価値はきわめて高いと言える。

本書の構成は国によって精粗の差はあるが、Ⅰ序論（法体系、法理念略記）、Ⅱ水に関する法律列記、Ⅲ水の所有権、Ⅳ水の利用権、Ⅴ水利用の優先権に関する規定、Ⅵ水利用関係法律（家庭雑用水、農業用水、工業用水、交通、漁業、域内環境保全のための水利用など）、Ⅶ水の有害作用に関する法律（洪水、排水、土砂沈積、塩害、土壤保全）、Ⅷ廃水、水質および水質汚濁規制、Ⅸ地下水、Ⅹ水に関する行政機関の組織と機能（政府機関、水利用者団体などを含む）、Ⅺ特別立法による水資源開発機関、Ⅻ水利構造物に関する規制、Ⅼ保全地帯および地域の宣言、Ⅽ水関係法履行に関する諸規定、Ⅾ現行水関係法に対する短評となっている。

この地域のたとえば農業水利開発を阻害するものの一つとして『水は天からの恵み』というように水利権の設定の不明確なことがしばしば指摘される。本書においては「水の所有権」と「水の利用権」を明確に区分しており、これらに関する成文法、慣習法の所在と条項を明らかにしている。所有権に関しては、アフガニスタンとイランを除く湿潤地域の国家では所有権は国家に帰属すると定められているのに対し、乾燥地域の国家では水源を開発した個人の所有に帰するという規定が目立つことは興味深い。水利権に関しては、日本と中華民国を除いては成文化された水利権法がない場合が多いが、この場合も民法・商法・財産法典などのある条項に、一部はかんがいに関する法律の中に、あるいは乾燥地域では各地方の慣習法の中にかなり明確に規定されているを見出すことができる。タイのかんがいに関する

法令に例をとってみると、普通われわれが引用するのは State Irrigation Act B. E. 2485 (1942) および B. E. 2497(1954), People Irrigation Act B. E. 2482 (1939), Dikes and Ditches Act B. E. 2505 (1962) であるが、より一般の水利用に関する水使用の権利、水の用益権と使い方の権利の範囲などについては民法商法典の多くの条項で明文化されていることを知る。われわれが水利権などについてももう少し進んで研究しようとする場合、このようにより一般的な法律に、あるいは乾燥地域では各地方の慣習法にまで立ち入らなければならないわけである。私のように法学プロパーの門外漢にとっては上位の法律にさかのぼって検索してゆくことは難事中の難事であるが、本書には記述の論拠として引用した法律名と条項番号がもらさず注記されているので、この点が非常に便利である。

以下Ⅵ, Ⅶ, Ⅸ章は国によって精粗の差が大きいが、水利用の諸面と汚濁規制など最近問題となりつつある諸面に関して網羅的に簡潔に記載したところに資料的価値があり、Ⅹ, Ⅺ, Ⅻ, Ⅽ章は行政機構を知る上で格好の概要書ともなっている。とくに中華民国の水利組合については詳しい。

以上「水法」の研究書としては記述が平仄でつまみ方が足らぬ部分もあるのであるが、広範囲に網羅的に水関係法をとり扱ったことが本書の資料的価値を高めているように思われる。

なお、本年3月に農林省農地局の部内執務参考資料として本書の日本を除く各国に関する部分の邦訳が出されている。（『東南アジアにおける水法』農林省農地局、昭和45年3月）

（海田能宏・東南ア研）

Jere R. Behrman. *Supply Response in Underdeveloped Agriculture: A case study of four major annual crops in Thailand 1937-1963*. Contributions to Economic Analysis 55, Amsterdam: North-Holland Publishing Co., 1968. 439 pp.

本書の主題は中部および東北タイにおける一年生

農作物の供給および Marketed Surplus の価格反応の計量経済学的研究である。農作物には米を中心として他にキャッサバ、とうもろこし、ケナフが主として取り上げられ、集中的に収集された県単位の時系列データを基礎に Nerlovian model を修正したものをを用い、反復的非線型推定法でモデルの構造係数が推定されている。本研究は分析が県単位と disaggregation の程度が高く、過去の価格反応に関する理論的実証的研究の成果をよく踏まえ、タイ農業の広い文献的分析に基づき、慎重な統計資料の検討を行なっている点などの方法論上の長所を持っている。

本書は Behrman の過去10年間近くの研究の集大成と位置づけられる。複数の農産物について高い disaggregation 水準で、新しいモデルと新しい推定方法により詳細な分析を行なっており、この分野で最高水準に達している。

本書は10章と五つの補遺から構成されている。第1章で序論として過去の供給反応に関する研究の論点を整理し、本研究の意義を述べている。第2～4章ではタイ国の諸制度、農業、および本研究の主要対象である4農作物の実態を記述している。それに続く2章では、本研究で使われる二つの主要モデルがそれぞれ展開されている。すなわち第5章では改良されたナーロヴの動態供給反応モデルとその非線型推定法が略述されている。第6章では Marketed Surplus の価格弾力性推定の新モデルが提示され、また広く使われてきたクリシュナのモデルとの比較がなされている。統計資料の慎重な検討が第7章で行なわれ、第8、9章は推定結果の分析に当てられている。結語が第10章で提示される。補遺には主要データ、付随的推定値、記号の定義などが含まれている。

本研究の内在的特徴は以下のごとくである。長所としては、

1. 県別、4品目別の緻密な分析により地理的特徴を的確に把握している。
2. 過去の同種の研究の問題点を仮説別に整理し、新しいモデルや推定方法によって仮説検定に成

功している。

3. 動態モデルによって、短期と長期の供給反応を峻別し、反応の動態過程を解明しようとしている。

欠点としては、

1. 著者は価格反応の経験的側面だけに注目し、本研究の理論的枠組を与えていない。
2. Nerlovian model の無批判的適用。
3. 実行された作付面積のみで価格反応を表現し、かつ前者で計画作付面積を近似。
4. reduced form, (5-10) が auto-regressive model であるにもかかわらず、その攪乱項に hornoskedastic で non-autocorrelated の仮定をしている。
5. 4商品に独立に価格反応の推定が行なわれている。

本研究の結論は、“経済的刺激に対するタイの小農の合理的かつ相当量の反応を支持する強い証拠がある”と表現されている。その内容は、四つの農作物に対して少数の例外を除いて、統計的に有意な正の価格および期待生産性に対する反応、危険に対する負の反応、商品化が進みまた有利な代替作物が少ない県での低い価格反応などであり、また Malaria control に関する仮説や Subsistence hypothesis が証明された。この結論から導びかれる政策提言として著者は(1)米の供給増のための輸出プレミアムの減少と(2)比較的単純な新技術の農業への導入、を挙げている。

上述のごとく本研究はその方法や分析の緻密さにおいて水準が高く、その結論は興味深い。本研究のいっそうの展開の可能性は以下の点などに考えられる。

1. 厳密な理論的枠組に基づき、吟味された変数選定による複数商品モデルを作り、総合的推定を行なう。
2. 推定方法およびその前提条件の再検討。
3. 新しい地域区分の作成利用。
4. 最新の統計資料を追加し、タイ全国を対象に新たな推定を行なう。

(辻井博・東南ア研)